

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 5 | 国民健康保険税等に関する事務 評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滑川市は、国民健康保険税等に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滑川市長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|-------------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険税等に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>本事務は、国民健康保険法に基づき被保険者等の資格情報等の管理、各種給付事務を行うほか、地方税法に基づき国民健康保険税の賦課・徴収事務を行う。</p> <p>番号法では、別表第一の16、30の項に基づき、次の業務で特定個人情報を利用する。</p> <p>①被保険者の資格管理に関すること ②保険給付に関すること ③国民健康保険税の賦課に関すること ④国民健康保険税の徴収に関すること ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に関すること</p> |
| ③システムの名称 | 国民健康保険税等事務システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー KDBシステム 国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(情報集約)システム(*)」という。) * 国保総合(情報集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(情報集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民健康保険(資格)システム、国保負担区分ファイル及び宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の16及び30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16及び24条 国民健康保険法 第113条の3第1及び2項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表第二における 【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」及び「医療に関する給付の支給」が含まれる項 1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106及び119の項 【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であつて主務省令で定めるもの」の項 42、43、44及び45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、8、12条の3、19、24条の2、25、31条の2、33、43、44、46、53条及び59条の3 【情報照会の根拠】 第25、25条の2及び26条 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 【情報連携の根拠】 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 滑川市総務部 税務課 " 産業民生部 市民課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 市民課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-2111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 滑川市(総務部企画政策課) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-2111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------------|---|--|------|------------|
| 平成27年4月1日 | 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 嶋川 渡 | 岡本 修治 | 事後 | |
| 平成28年4月1日 | 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 岡本 修治 | 嶋川 渡 | 事後 | |
| 平成28年4月1日 | しきい値判断項目 時点計数 1. 対象人数及び2. 取扱者数 | 平成26年10月1日 | 4月1日 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 嶋川 渡 | 伊井 義紀 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | IIしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成28年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年6月1日 | 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 国民健康保険税等事務システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー | 国民健康保険税等事務システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システム KDBシステム 国保情報集約システム | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IIしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署(②所属長の役職) | 税務課長 伊井 義紀 | 税務課長 | 事後 | 様式の変更によるもの |
| 平成31年4月1日 | IVリスク対策 | — | 項目新設 | 事後 | 様式の変更によるもの |
| 平成31年4月1日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二における【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」及び「医療に関する給付の支給」が含まれる項 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93及び106の項 【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 42、43、44及び45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、25及び43条 【情報照会の根拠】 第42条 | 番号法第19条第7号 別表第二における【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」及び「医療に関する給付の支給」が含まれる項 1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106及び119の項 【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 42、43、44及び45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 第1、2、3、4、5、8、12条の3、19、24条の2、25、31条の2、33、43、44、46、53条及び59条の3 【情報照会の根拠】 第25、25条の2及び26条 | 事後 | |
| 令和2年7月9日 | IIしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年7月9日 | 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 本事務は、被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理や台帳管理を行い、被保険者証や限度額適用認定証等の審査を経て関係証を交付する。また高額医療費等申請に基づき、被保険者の資格及び給付審査を経て被保険者への処理等を行うものである。 番号法では、別表第一の30の項に基づき、国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務で個人番号を利用する。 | 本事務は、国民健康保険法に基づき被保険者等の資格情報等の管理、各種給付事務を行うほか、地方税法に基づき国民健康保険税の賦課・徴収事務を行う。 番号法では、別表第一の16、30の項に基づき、次の業務で特定個人情報を利用する。 ①被保険者の資格管理に関すること ②保険給付に関すること ③国民健康保険税の賦課に関すること ④国民健康保険税の徴収に関すること ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に関すること | 事後 | |
| 令和2年7月9日 | 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 国民健康保険税等事務システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システム KDBシステム 国保情報集約システム | 国民健康保険税等事務システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー KDBシステム 国保総合システム及び国保情報集約システム (以下「国保総合(情報集約)システム(*)」という。) * 国保総合(情報集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(情報集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。 | 事後 | |
| 令和2年7月9日 | 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の30の項及び地方税法等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 | 番号法第9条第1項 別表第一の16及び30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16及び24条 国民健康保険法 第113条の3第1及び2項 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和2年7月9日 | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第7号 別表第二における【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」及び「医療に関する給付の支給」が含まれる項 1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106及び119の項 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 42、43、44及び45の項 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供の根拠】</p> <p>第1、2、3、4、5、8、12条の3、19、24条の2、25、31条の2、33、43、44、46、53条及び59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>第25、25条の2及び26条</p> | <p>番号法第19条第7号 別表第二における【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」及び「医療に関する給付の支給」が含まれる項 1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106及び119の項 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 42、43、44及び45の項 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供の根拠】</p> <p>第1、2、3、4、5、8、12条の3、19、24条の2、25、31条の2、33、43、44、46、53条及び59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>第25、25条の2及び26条</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務【情報連携の根拠】</p> <p>番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> | 事後 | |
| 令和2年7月9日 | 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 滑川市総務部 税務課 | 滑川市総務部 税務課 " 産業民生部 市民課 | 事後 | |
| 令和2年7月9日 | 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 税務課長 | 税務課長 市民課長 | 事後 | |
| 令和3年6月30日 | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第7号 別表第二における【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」及び「医療に関する給付の支給」が含まれる項 1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106及び119の項 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 42、43、44及び45の項 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供の根拠】</p> <p>第1、2、3、4、5、8、12条の3、19、24条の2、25、31条の2、33、43、44、46、53条及び59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>第25、25条の2及び26条</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務【情報連携の根拠】</p> <p>番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> | <p>番号法第19条第8号 別表第二における【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」及び「医療に関する給付の支給」が含まれる項 1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106及び119の項 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 42、43、44及び45の項 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供の根拠】</p> <p>第1、2、3、4、5、8、12条の3、19、24条の2、25、31条の2、33、43、44、46、53条及び59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>第25、25条の2及び26条</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務【情報連携の根拠】</p> <p>番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> | 事後 | |